

皆様のご協力により新しい自治会館ができました。
ご理解をいただきありがとうございました。

新築なった新石田自治会館



会館内部 左：西側を望む 右：東側を望む

定礎



新石田自治会館建物概要

建物建設地	伊勢原市石田706-7
建物様式	木造平屋建て(建築面積 127.34 m ²)
構造	軸組み在来工法
延べ床面積	119.40 m ² (36.12 坪)
収容人員	60名(ステージ式) 椅子式会議室
建築経費	建設費用(令和4、5年度合計) 総額：42,563,322 円 資金内訳 預金(過年度繰越金)：16,097,322 円 コミュニティ助成金：15,000,000 円 有志寄付金(118名)：11,466,000 円



コミュニティ助成金を受けたことを明示している表示板が入口表に掲示されています。

石田自治会館の利用方法

自治会館を利用する場合は、まず「団体登録」をしていただきます。
登録後に、会館前の「利用予約ボード」の空き時間に予約を書き入れ使用します。
スポーツ、お茶会、手芸などなど、下記の方法で地域の方々との交流に是非ご利用ください。

会館利用の流れ

団体登録 会館利用登録申請書に、必要項目を記載をして担当役員に提出してください。
(会館利用登録申請書の用紙は、担当役員にご連絡ください。)

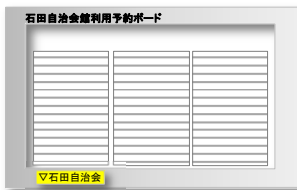


団体名、代表者、担当者、使用目的、利用頻度など

自治会で内容を確認し承認の後、登録完了の連絡と
利用方法の詳細をお伝えします。

毎年4月に登録の更新をお願い致します。

利用予約 会館前の利用予約ボードに掲示された予約表に記入して予約してください。



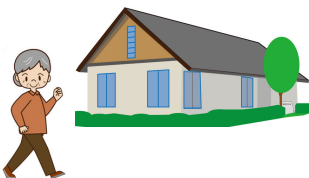
利用する日時の時間帯に手書きで登録団体名を記入

予約開始時期は1～2ヶ月前

団体登録時の利用頻度の種類により変わります。

登録種類 (利用頻度)	予約開始時期	備考
定期利用	2ヶ月前の月初1日	登録した曜日、時間、頻度の範囲内に限る
随時利用	1ヶ月前の月初1日	空いていれば予約可能

会館利用 自治会館利用規程の内容を理解いただき、条項に則した利用をお願い致します。



利用時間は平日の午前9時から午後10時まで

土日は、自治会で使用します。空き状況は自治会長にお尋ねください。

利用責任者は台帳に利用後の確認を記録する、
整理、整頓、清掃、戸締りを予約時間内に終える、
近隣の方々や次の利用者へ配慮すること、等の順守
火気の使用は、お断りします。

営利目的、公序良俗を乱す、構成員参加者いづれにも自治会員が
含まれない、等の場合は利用許可を与えないことがあります。

利用料は無料 ただしエアコンの使用は有料(100円/時/台)

駐車場は、2台まで使用できます。(無料)

新規 変更（見え消・赤字） 抹消

伊勢原市石田自治会館利用者新規（変更・抹消）登録申請書

伊勢原市石田自治会 会長宛て

次のとおり、伊勢原市石田自治会館を利用したいので、利用者登録の申請をいたします。

申請年月日（西暦） 年 月 日

フリガナ ----- 団体名等		予約用略称	
代表者	フリガナ ----- 氏名		
	住所	〒 -	
	電話番号	- -	
	メール(任意)	@	
	フリガナ ----- 氏名		
担当者①	住所	〒 -	
	電話番号	- -	
	メール(任意)	@	
	フリガナ ----- 氏名		
担当者②	住所	〒 -	
	電話番号	- -	
	メール(任意)	@	
	フリガナ ----- 氏名		
利用目的等	活動内容 ----- 利用方法 ----- -----	会員数 (MAX 名)	
	利用頻度	<input type="checkbox"/> 定期 曜 ~ 時 回/月 登録時調整要 前々月1日から予約可 <input type="checkbox"/> 随時 登録時調整不要 前月1日から予約可	

~~~~ 受付結果は、次のとおりです。（コピーをお渡します。） ~~~~

|        |         |                                                                    |       |            |           |
|--------|---------|--------------------------------------------------------------------|-------|------------|-----------|
| 受付結果   | 受付年月日   | 年 月 日                                                              | 確認年月日 | 年 月 日      |           |
|        | 受付担当役員  | 確認役員                                                               |       |            |           |
| 事務処理欄. | 利用登録の可否 | <input type="checkbox"/> ①可 <input type="checkbox"/> ②否（理由： _____） |       |            |           |
|        |         | 登録番号                                                               | 西暦下2桁 | 通し番号(101~) | 変更履歴(01~) |
|        |         |                                                                    |       |            |           |

# 伊勢原市石田自治会館利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、伊勢原市石田自治会（以下「自治会」という。）所有の自治会館（以下「会館」という。）を、会員相互の親睦を高めるため、会議、会合、サークル活動、学習等の場であると共に良い地域社会を作るためのコミュニケーションの場として利用することを目的とする。

## (利用方法)

第2条 会館の利用は、原則として複数の構成員からなる団体等とし、希望する団体等は、所定の申請書により自治会に利用者登録申請をしなければならない。利用予約方法については、利用者登録を受け付けた団体等に対して別に連絡することとする。

## (利用時間)

第3条 会館の利用時間は原則として、午前9時から午後10時までとする。

## (利用者の義務)

第4条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

- (1) 利用時責任者を決め、(2) 以降について責任を持つこと。
- (2) 予約時間内に準備から利用後の整理・整頓・清掃、戸締りまでを終えること。
- (3) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行なうこと。
- (4) 器具、備品等は丁寧に取り扱い、利用後は元の位置に戻し、室内を汚損しないこと。
- (5) 騒音・臭気など近隣の方々に迷惑をかけない様に工夫すること。
- (6) ごみは、必ず持ち帰ること。
- (7) 会館や設備の破損・不備については、自治会長に連絡すること。
- (8) 次の利用者に不快感を与えぬよう、心掛けること。
- (9) 利用時責任者は台帳に利用後の確認を記録すること。

## (利用範囲)

第5条 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、許可を与えないことができる。

- (1) 営利を目的とした事業。
- (2) 公序良俗を乱す恐れがあるとき。
- (3) 団体等の構成員、参加者のいずれにも自治会会員が含まれないとき。
- (4) 管理・運営上、支障を生ずる恐れがあるとき。
- (5) その他、利用が不相当と思われるとき。

## (利用料)

第6条 会館の利用料は無料とする。ただしエアコンの使用は有料とする。

## (その他)

第7条 この規程に定められていない事項は、役員会で協議決定する。

附則 この規程は、令和6年3月1日に制定し、令和6年4月1日から適用する。

平成 元年 1月16日施行  
平成 9年 4月 1日改訂  
平成14年11月 2日改訂  
令和 6年 3月 1日改訂